

様式第 3

会 議 録

会 議 名	平成 30 年度第 3 回野田市障がい者基本計画推進協議会
議題及び議題毎の 公開又は非公開の 別	議題 1 第 3 次野田市障がい者基本計画の策定について（答申）
日 時	平成 31 年 1 月 24 日（木） 午後 1 時 15 分から午後 2 時 00 分まで
場 所	野田市役所高層棟 8 階 大会議室
出 席 委 員	渡辺 隆、知久 たい子、鈴木 良造、鳥羽 敬俣、熊沢 英也、上木 昭、谷口 勲、野口 美智子、加藤 満子、池田 実代、小林 修、五十嵐 孝子、廣瀬 哲也、土井 邦博
欠 席 委 員	逆井 一、鈴木 美由紀、杉戸 一寿、山本 由紀子、矢野 祐子、渡辺 梨絵
事 務 局 等	鈴木 有（市長）、今村 繁（副市長）、直井 誠（保健福祉部長）、小林 智彦（障がい者支援課長）、蟠原 芳幸（障がい者支援課課長補佐兼計画係長）、伊原 誠宏（障がい者支援課障がい者福祉係長）、齋藤 剛（障がい者支援課相談支援係長）、原田 陽子（障がい者支援課計画係主査）、小島 繁樹（障がい者支援課計画係主任主事）、森本 晃司（障がい者支援課計画係主任主事）
傍 聴 者	無し
議 事	平成 30 年度第 3 回野田市障がい者基本計画推進協議会の会議結果（概要）は、次のとおりである。
障がい者支援課課長補佐	1 開会 事務局より当日資料の確認。 以下、議事進行は野田市障がい者基本計画推進協議会設置条例第 6 条第 1 項の規定により、渡辺隆会長が行った。
会長	2 議題 委員定数 20 名のところ 14 名の出席のため、野田市障がい者基本計画推進協議会設置条例第 6 条第 2 項の規定により、本協議会の成立していることを報告。傍聴人は無し。当日の議事は

	以下の２件 - 第３次野田市障がい者基本計画の策定について（答申） - その他
会長	本日は、第３次野田市障がい者基本計画の策定の答申を予定しているが、パブリックコメントの実施結果や、数字的な修正等について、事務局から説明をお願いする。
障がい者支援課長	【資料に沿って説明】
会長	事務局からの説明について、質問等があるか。 〈質問等なし〉
会長	「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会における意見について」事務局から説明をお願いする。
障がい者支援課長	【資料に沿って説明】 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会における意見について、記録として残してほしいとの意見があった。本会の委員でもあり、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の加藤会長から説明をお願いする。
会長	事務局から、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の会長からの発言許可の求めがある。 本協議会の委員である加藤委員が、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の会長になるが、発言を許可して良いか。
会長	〈異議無し〉
加藤委員	加藤委員より説明をお願いする。 資料２の６ページから８ページについて、抜粋で説明をする。７ページ。防災、防犯などの推進について、福祉避難所として指定している２か所の障害者支援施設の施設長からの意見である。福祉避難所として指定されている障害者支援施設は、洪水ハザードマップにおいて浸水地域なので、水害時に機能しないことへの不安と、水害時の対応についての検討を要望する。次に、自立した生活の支援・意思決定支援の推進について、相談支援専門員が不足していることの解消を課題としてほしいとの意見がある。その次に、保健・医療の推進について、精神障がい者の若年化、慢性化の傾向があり、学校での知識普及、啓発活動に取り組んでほしいとの要望がある。８ページに移る。雇用・就業、経済的自立の支援について、野田市障がい者職場実習奨

会長	励金制度について、精神障がいの方は障がい特性により、5日間の実習は負担となり3日間の実習に短縮することで、精神障がいの方の民間企業への雇用につながるのではないかと意見がある。沢山の意見があったが抜粋で説明をした。 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会における意見について、質問等があるか。 〈質問等無し〉
会長	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会における意見について、野田市障がい者基本計画推進協議会における意見同様に、答申に合わせて市に報告してよいか。 〈異議無し〉
会長	異議無しとする。第3次野田市障がい者基本計画の策定について本協議会より野田市に答申を行う。なお、答申の文案について、野田市障がい者基本計画推進協議会における意見及び、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会における意見の報告も含めて、私に一任するため暫時休憩にする。 ＝暫時休憩＝
会長	再開する。第3次野田市障がい者基本計画の策定について答申をする。 第3次野田市障がい者基本計画の策定について（答申）。平成30年8月30日付け野保障第224号で諮問のあったこのことについて、当協議会において、これまでの施策の実施状況、団体・法人ヒアリング、障がい者福祉アンケート結果等を踏まえ、慎重に審議した結果、別添のとおり答申する。 なお、本協議会における意見を報告するとともに、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会からの意見についても、合わせて報告する。
市長	答申を頂いた。昨年8月30日に諮問し3回にわたり慎重に審議をしていただいた。この後、野田市として第3次野田市障がい者基本計画を決定し、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに尊重しあい生活ができ、また、私の目指す元気で明るい家庭を築ける野田市となるように、努めていきたいと考える。また、委員の皆様に、今後とも指導いただきたいと考える。 ＝会長が、市長に答申書を渡す＝
会長	市長は、公務の都合によりこれにて退席する。

会長 障がい者支援課長	次に各委員のお手元に、答申書写しを配布する。答申書は、宛名を市長とした表紙、次に、第3次野田市障がい者基本計画（答申）、内容は資料1のとおり、その次に、野田市障がい者基本計画推進協議会における意見、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会における意見とし、内容は資料2のとおり。委員には、表紙の写しのみの配布となる。資料1は、表紙左上の資料1及び、タイトルの最後の答申案の案を、資料2は、左上の資料2を見え消しで、消すように願います。 ＝委員に、答申書写しを配布＝ その他について、事務局よりあるか。 今後のスケジュールは、第3次野田市障がい者基本計画を野田市として決定し、印刷製本に移りたいと考える。3月頃に、各委員に第3次野田市障がい者基本計画書を配布したいと考える。 現在の委員は、平成29年7月から2年間の任期の中で、第5期野田市障がい福祉計画の策定、第3次野田市障がい者基本計画の策定に携わっていただき感謝する。今後5年間の計画になる。本計画に沿うように政策を進めていく。 次に委員から意見を伺う。野田市は心身障がい者結婚祝金制度（野田市心身障がい者結婚祝金支給条例）がある。この制度は、身体障がい者と知的障がい者を対象にその結婚を祝福するとともに、心身障がい者の福祉の増進を図るため、1級から4級までの身体障がい者及び知能指数50以下の知的障がい者は20,000円、5級又は6級の身体障がい者及び知能指数51から75以下の知的障がい者に10,000円を支給している。制度は、多様な福祉サービスがなかった昭和47年に施行され、平成2年からは療育手帳所持者も対象となる。 条例施行から46年経過した現在、障がいは、制度や仕組みを含めた社会環境によって作り出される生きづらさや社会的障壁の問題だと捉え、必要な障害福祉サービス等による支援を行っており、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らすことのできる共生社会を作っていくことが求められている。 今回審議いただいた第3次野田市障がい者基本計画において、障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会の構築を目指し、元気で明るい家庭を築き、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように必要な取組を推進している。また、制度に該当しない精神障がい者との公平性も踏まえ、個人を対象とした心身障がい者結婚祝金制度の役割は終了したと考え、市全体の福祉の充実を図ることを目的として、心身障がい者結婚祝金制度の廃止を検討する。 近隣市の状況は、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市はこの
---------------------------	--

会長	制度は無く、松戸市に制度があるが、今年3月に廃止を予定している。 結婚祝金の実績は、平成28年度は2名、平成29年度は5名、平成30年度は現在までで5名の申請があり、全て身体に障がいのある方 この心身障がい者結婚祝金制度（野田市心身障がい者結婚祝金支給条例）について、委員の意見をお伺いしたい。
上木委員	事務局から「野田市心身障がい者結婚祝金支給条例について」の説明と意見を伺いたいとのこと。何か意見等があるか。 行政の合意だけで進めた制度、あるいは弱者への配慮として進めた時代背景があるのかもしれないが、役割を終えたのではないか。障がい者が必要とするほかの福祉サービスの充実で対応することが妥当
会長	〈同感との声有り〉 別の委員からも同感ですとの発言もある。ほかに意見等はあるか。
会長	〈意見無し〉 ほかに意見等が無いので、野田市心身障がい者結婚祝金支給制度は、役割を終え、障がい者が必要とする他の福祉サービスの充実に努めることで意見を集約する。
障がい者支援課長	意見を踏まえて、市全体の福祉サービスの充実に努めていきたいと考える。 委員の意見について説明した資料2の3ページの下から2行目の児童福祉施設について補足説明をする。清水公園の近くに新たな子ども館の建設計画がある。子ども館は、市内に6か所あり利用されている状況ですが課題もあり、庁内で検討会を設け、障がい者支援課長も委員として出席している。検討会では、障がいの有無に関わらない利用や、不登校、虐待等の課題について協議を重ねている。
会長 加藤委員	ただ今の事務局の説明、あるいは委員から、ほかに意見等はあるか。 第3次野田市障がい者基本計画についてお聴きする。3月に製本できるとの説明だが、ダイジェスト版のようなものの作成予定はあるか。ダイジェスト版を活用して、市民の方への周知が、深められればと考える。

会長	また、以前３年ごとの見直しがあるとの説明を受けたと記憶する。計画期間内の見直しはあるか。
障がい者支援課長	事務局から回答をお願いする。
上木委員	ダイジェスト版は、どの程度の内容とか、作成費用等の検討はしていない。 計画の見直し時期は、障がい福祉計画は３年ごとに策定を予定し、障がい者基本計画は、平成３０年３月に策定した計画期間が５年間の国の障害者基本計画（第４次）を基本に、策定を進めた。国の障害者基本計画が５年間の計画期間なので、野田市障がい者基本計画も５年間とし、制度の改廃等の大幅な変更があれば、見直しをすることもある。
障がい者支援課長	ダイジェスト版の策定は予定していないとのことだが、市民への第３次野田市障がい者基本計画の周知は、市報で特集を組む等の検討はあるか。 市民への周知は、製本部数に限りがあるので、野田市のホームページを活用して、ダウンロードや閲覧できるようにする。市報掲載は、紙面の関係もあるので全ての掲載は無理ですが、例えば、みんなで支える心のバリアフリーという掲載箇所で、活用していきたいと考える。
会長	ほかに意見等はあるか。
会長	〈意見無し〉 ほかに意見等がないので、以上で野田市障がい者基本計画推進協議会を閉会する。